

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年4月22日提出
【ファンド名】	シュローダー・中国インド関連・先進国株投信
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ガイ・ヘンリクス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
【電話番号】	03-5293-1500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「シュローダー・中国インド関連・先進国株投信」につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 信託終了（繰上償還）の年月日

平成28年7月25日（予定）

平成28年4月25日現在における議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成をもって、繰上償還を実施します。

ロ 信託終了（繰上償還）にかかる決定に至った理由

「シュローダー・中国インド関連・先進国株投信」（以下「ファンド」といいます。）の運用を平成21年8月14日以降行って参りましたが、継続的な資金流出によりファンドの純資産総額は低迷が続いており、運用の基本方針に則った信託財産の成長を目的とした積極的な運用を行うことが難しい状況になっております。ファンドの純資産総額は平成28年2月29日現在、59,041万円となっております。

上記の事情を鑑み、今後、ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待するのは困難であり、信託契約を解約しお預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。

また、平成28年2月29日現在において受益権総口数は、43,370万口となっており、投資信託約款第47条第8項の規定に定められた信託契約の解約の基準である口数の25億口を大きく下回っていることから、信託契約を解約し信託終了（繰上償還）を行うことは相当であると考えております。

ハ 信託終了（繰上償還）に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

書面決議を行うため、平成28年4月25日現在のファンドの知れている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。

信託終了（繰上償還）が決定した場合は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社のホームページ（<http://www.schroders.co.jp/>）に「信託終了（繰上償還）決定のお知らせ」を掲載します。